

答申第 1120 号

諮問第 1775 号

件名：行政文書ファイル登録が選挙における適正な違反取締りの不開示（不存在）決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき、令和 5 年 10 月 4 日付けで行った開示請求に対し、処分庁が同月 17 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由（略）

3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件処分内容及び理由

ア 行政文書開示請求の受付

請求人は、令和 5 年 10 月 4 日に愛知県稲沢警察署（以下「稲沢警察署」という。）を訪れ、情報公開窓口備付けの令和 4 年 6 月版行政文書ファイル管理簿（以下「稲沢警察署ファイル管理簿」という。）を閲覧した。

請求人は、同日、稲沢警察署ファイル管理簿に登載された特定の行政文書ファイルに保存されている文書の開示を求める行政文書開示請求書を提出したことから処分庁はこれを受け付けることとした。

開示請求書には行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項として

①～⑤については行政文書ファイル登録が

①令和元年以降分 運転免許証更新申請書（証紙付）

②令和 4 年以降分 免許管理総括

③令和 2 年以降分 土地対策会議等に関する意見回答

④令和 4 年以降分 大規模小売店舗立地法に関する協議

⑤稲沢市議員選挙における適正な違反取締り

⑥稲沢署に設置されている非常用発電装置が、どのようなものであるかわかるもの

(請求日現在稲沢署で保管のもの)

と記載されていた。

稲沢警察署情報公開窓口担当者(以下「窓口担当者」という。)が請求内容を確認したところ、「①～⑤については行政文書ファイル登録が」と記載されているが、⑤についてはファイル名ではなく特定の内容または名称の通知文を請求しているように読み取れたため、請求人に「①～④」の誤りではないか確認したところ、請求人は該当する名称のファイルがあるはずである旨回答した。窓口担当者が、⑤については稲沢警察署の行政文書ファイル管理簿にはそのような名称のファイルは登録されていないことや特定の選挙を示したファイル名は考えにくい旨説明すると、請求者は⑤の「稲沢市会議員」の記載を削除し、⑤に関する記載内容はこの状態で受け付けた。⑤以外の文書についても、当日及び後日所要の補正を行ったことにより、請求人が提出した行政文書開示請求書の行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項の内容は

①～⑤については行政文書ファイル登録が

①令和4年 運転免許証更新申請書(証紙付)(令和4年9月1日から9月3日まで)

②令和4年以降分 免許管理総括

③令和5年 土地対策会議等に関する意見回答

④令和4年以降分 大規模小売店舗立地法に関する協議

⑤選挙における適正な違反取締り

⑥稲沢署で管理している機械室に配置された非常用発電装置が、どのようなものであるのかわかるもの

(請求日現在稲沢署で保管のもの)

と補正(以下、補正後の行政文書開示請求のうち「⑤選挙における適正な違反取締り」の記載についての開示請求を「本件開示請求」という。)された。

イ 本件開示請求の対象文書の調査

処分庁は、本件開示請求を受け、稲沢警察署ファイル管理簿を調査したところ、本件開示請求の行政文書ファイルは登録されておらず、また、行政文書の保存等を行うための総合文書管理システム上においても本件開示請求のファイル名で登録された行政文書ファイルは存在しないことを確認した。

ウ 行政文書不開示決定

上記イのとおり、本件開示請求の対象となる行政文書ファイル自体が存在せず、よって、対象となる行政文書についても存在しないことから、

処分庁は、条例第 11 条第 2 項の「開示請求に係る行政文書を管理していないとき」に該当するとして、令和 5 年 10 月 17 日付けで行政文書不開示決定（刑二発第 2166 号。以下「本件処分」という。）を行った。

なお、本件開示請求以外の請求内容については、それぞれ処理中である。

(2) 請求人の主張の失当性

請求人は、行政文書ファイルに登録されていて、文書が不存在なのはあてられない旨主張している。

しかしながら、上記(1)で述べたとおり、本件開示請求の対象となる行政文書ファイルは、そもそも稲沢警察署ファイル管理簿には登載されておらず、また、総合文書管理システム上においても登録されていないことから、本件開示請求の対象となる行政文書は存在しない。

したがって、本件処分に誤りはなく、請求人の主張は失当である。

(3) 結語

以上のとおり、本件処分は適正に行われていることから、本件審査請求は棄却されるべきである。

4 審査会の判断

(1) 本件請求対象文書について

本件請求対象文書は、稲沢警察署が選挙における適正な違反取締りという名称の行政文書ファイルに保管している行政文書である。

(2) 本件請求対象文書の存否について

ア 処分庁によれば、稲沢警察署ファイル管理簿には、選挙における適正な違反取締りという名称の行政文書ファイルは登載されておらず、また、総合文書管理システム上においても当該行政文書ファイルは登録されていないことから本件請求対象文書は存在しないとのことである。

当審査会において、処分庁から提出された稲沢警察署ファイル管理簿を確認したところ、処分庁の主張するとおり、選挙における適正な違反取締りという名称の行政文書ファイルは登載されていなかった。

イ これらのことからすれば、本件請求対象文書を管理していないとする処分庁の説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(3) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

行政文書ファイル登録が

⑤選挙における適正な違反取締り

(請求日現在、稲沢署で保管のもの)

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
5 . 1 2 . 2 0	諮問 (弁明書の写しを添付)
6 . 9 . 2 6 (第 693 回 審査会)	審議
6 . 1 0 . 3 1 (第 694 回 審査会)	審議
6 . 1 1 . 2 7	答申